

1.6 環境整備の状況

1.6.1 上水道の整備状況

調査区域における上水道の整備状況は、表 2.1.15に示すとおりです。

調査区域には簡易水道が整備されており、その普及率は「上松町 西中」で 72.3%、「南木曾町 北部」で 88.3%である以外は、ほぼ 100%の普及率となっています。

表 2.1.15 上水道の整備状況

種類	事業主体・名称	認可年月日	給水人口(人)			普及率 (%)
			計画	給水区域内	現在	
簡易 水道	上松町 上松	H12. 3.30	4,900	5,103	5,051	99.0
	上松町 倉本	S57. 5.23	610	476	476	100.0
	上松町 西中	H 4. 3.31	360	405	293	72.3
	[上松町] 荻原	S30. 6.15	130	87	87	100.0
	南木曾町 三留野妻籠	H11. 1.25	2,385	2,203	2,194	99.6
	南木曾町 北部	H13. 3.23	291	240	212	88.3
	南木曾町 大山・蘭	H 9. 3.26	1,200	1,025	1,025	100.0
	南木曾町 川向	S56. 5. 6	660	358	358	100.0
	南木曾町 田立	H12. 2. 3	1,140	1,146	1,141	99.6
	大桑村 東部	H 8. 3.29	3,000	2,537	2,537	100.0
	大桑村 野尻	H 7. 3.31	2,280	2,072	2,072	100.0
	山口村 神坂	H 4. 6. 1	900	696	696	100.0
	山口村 山口	S60. 6.25	980	896	893	99.7
	山口村 峠	S59. 7. 3	200	93	93	100.0
	山口村 下山	S61. 6. 5	110	120	120	100.0
山口村 本沢	S61. 6. 5	350	192	192	100.0	

出典)平成 12 年度 長野県の水道(平成 13 年 3 月 31 日現在 長野県水道協議会)

1.6.2 下水道の整備状況

調査区域における公共下水道の整備状況は、表 2.1.16に示すとおりです。

長野県全体における公共下水道の総人口普及率は、56.2%ですが、調査対象地域である南木曾町で7.8%、山口村 27.3%と長野県全体の総人口普及率に比べ低いことが示されています。

表 2.1.16 公共下水道の状況

町村名	総人口 (千人)	処理人口 (千人)	総人口普及率 (%)
上松町	-	-	-
南木曾町	5.7	0.4	7.8
大桑村	-	-	-
山口村	2.1	0.6	27.3
長野県	2,204.5	1,239.4	56.2

注) 総人口及び処理人口は平成 12 年 3 月 31 日現在。

出典) ながの県勢要覧 平成 13 年版

(平成 14 年 2 月 長野県企画局情報政策課)

1.6.3 廃棄物処理の状況

(1) 長野県廃棄物処理計画

長野県では、廃棄物の減量化目標やリサイクル目標、目標達成のための県民・事業者・行政それぞれの取り組みの指針を示す長野県廃棄物処理計画を策定しています。

一般廃棄物の減量化の目標と施策

一般廃棄物の減量化の目標

循環型社会形成に向けて、減量化のための取組みと努力の結果を明らかにするため、排出抑制とリサイクルの目標を設定します。

現 状		減 量 化 等 目 標 (17年度)		国の目標(22年度)	
年 度	12	目 標 値	排出抑制 ○1日1人 100gの削減 ○1事業者 20%の減量 ⇒ [H9]排出量 74万t→[H17]70万t = H9に対し 6%の減量	リサイクル ○30%のリサイクル	国の目標(22年度) ○排出量 H9の排出量を約5%削減 ○リサイクル率 [H9]11%→[H22]24% ○最終処分量 H9の概ね半分に抑制 [H9]12百万t(23%) →[H22]6.4百万t(13%)
総排出量(t)	809,173				
1人1日排出量(g)	993				
最終処分量(t)	100,130				
リサイクル量(t)	165,732				
リサイクル率	21.3%				
		排出抑制 ○排出量の11%に抑制 ⇒ [H9]12万t→[H17]8万t			

目標達成に向けた施策

減量化の目標達成のためには、県民、事業者、市町村、県それぞれの主体が、役割分担と相互協力により、循環型社会形成に向けた取組みを進める必要があります。

県 民 が 実 践		事 業 者 が 実 践	
減 量 化 の た め に	○ごみを減らす具体的な取組み - 1人1日 54gの食べ残し - 1人1日 90gの調理くず	○排出者としての排出抑制等の取組み	○技術開発・体制整備
リサイクル促進のために	○ルールを守った分別排出 ○リサイクル製品の積極的利用 ○適切な費用負担	○積極的な情報提供	○住民活動への支援と協力
市 町 村 が 実 践		県 が 実 践	
○ごみの分別収集の促進	○積極的な情報提供	○広報啓発活動の充実(ごみ減量化・リサイクル情報の提供)	○広域連携活動の推進(ごみ減量化統一キャンペーンの実施等)
○分別収集体制の整備	○不法投棄防止体制の整備	○県民運動としての展開(ごみ減量化統一キャンペーンの実施等)	○技術的支援の充実(ごみ処理広域化セミナーの開催等)
○住民活動への支援	○事業者としての取組み	○国庫補助制度等財政支援の充実に関する国への要請	○デポジット制度の導入等に関する国への要請
○環境教育の推進	○経済的誘導策の検討	○事業者に対する融資・補助制度の周知	
○事業者等への協力要請	○調査・研究		

出典) 長野県廃棄物処理計画の概要(長野県生活環境部廃棄物対策課)

産業廃棄物の減量化の目標と施策

産業廃棄物の減量化の目標

産業廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクル推進のための取組みと努力の結果を明らかにするため、減量化等の目標を設定します。

現 状		減 量 化 等 目 標 (17 年 度)		国 の 目 標 (22 年 度)	
年 度	10	目 標 値	排出量 リサイクル 最終処分量	○623 万 t → H10 に対し 16%以内の増加に抑制	○排出量 排出量の増加を H9 の約 12%に抑制
総排出量(万 t)	535			○292 万 t → 47%のリサイクル	○リサイクル率 [H9] 41%→[R2] 47%
最終処分量(万 t)	43			○17 万 t(排出量の 3%) → H10 に対し 50%の削減	○最終処分量 H9 の概ね半分に抑制 [H9] 66 百万 t(16%) → [R2] 30 百万 t(7%)
リサイクル量(万 t)	268				
リサイクル率	50%				

目標達成に向けた施策

減量化等の目標達成のためには、各主体が相互に協力しながら、それぞれの創意工夫のもと、果たすべき役割を継続的に実践していくことが必要です。

排出事業者が実践	県民が実践
<ul style="list-style-type: none"> ○排出抑制・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・減量化計画策定による数値目標の設定・実行 ○適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・処理基準を遵守した適正処理の確保 ・適正な委託契約とマニフェスト 使用の徹底 ○処理施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で信頼される施設整備の円滑な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル製品の優先購入と 長期使用 ○分別解体の適正処理料金の負担と適正処理の確認 ○産業廃棄物についての正確な知識の習得
処理業者が実践	市町村が実践
<ul style="list-style-type: none"> ○排出抑制・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ないリサイクル技術の導入 ○適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・処理基準を遵守した適正処理の確保 ・委託契約書、マニフェスト 制度の徹底 ○処理施設の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で信頼される施設整備の円滑な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル製品の積極的使用 ○公共事業発注時の配慮 ○県・関係機関との連携した取組みの強化 ○処理施設に係る事業者と住民の調整及び支援
	県が実践
	<ul style="list-style-type: none"> ○自主管理体制の整備(産業処理計画策定義務を年間 500t 以上の排出事業者にまで拡大を検討等) ○リサイクル製品の需要拡大策の検討・導入 ○規制強化対策(収集運搬車両表示義務化の検討等) ○優良業者の育成(適正処理・情報公開等に関する処理業者等との協定締結等) ○公共関与による処理施設整備の推進

出典) 長野県廃棄物処理計画の概要(長野県生活環境部廃棄物対策課)

(2) 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が平成 14 年 5 月 30 日に全面施行されました。概要は以下のとおりです。

本事業は、建設リサイクル法の対象建設工事であると考えられ、建設リサイクル法の適用が考えられます。

1) 建築物の解体等にあたっては、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

対象建設工事は次のとおりです。

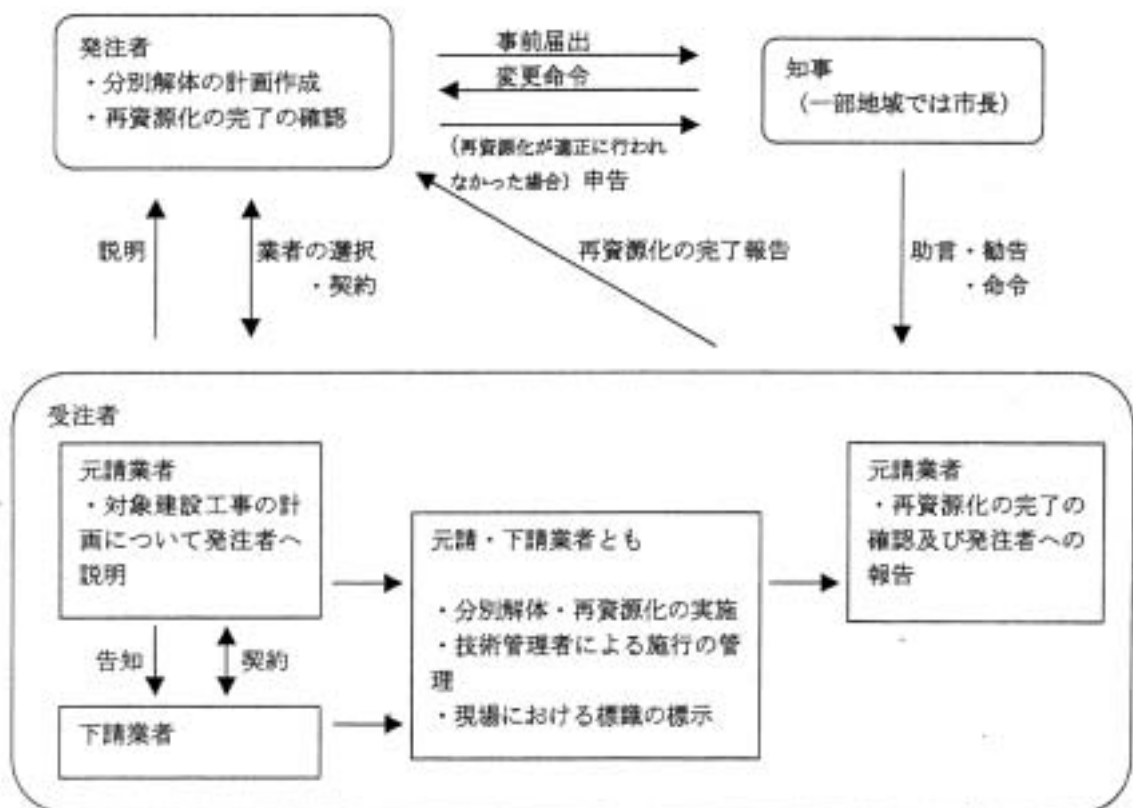
- ・ 建築物の解体 : 80m² 以上
- ・ 建築物の新築・増築 : 500m² 以上
- ・ 建築物の修繕・模様替(リフォーム等) : 1 億円以上
- ・ その他の工作物に関する工事(土木工事等) : 500 万円以上

コンクリート、アスファルト及び木材は、現場で分別すること。

分別解体に伴って生じた廃コンクリート、廃アスファルト及び廃木材は、再資源化すること。

(廃木材については、再資源化が困難な場合には、焼却による縮減で足りる。)

2) 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するためには、発注者や受注者の役割が明示されました。



(3) 廃棄物施設の状況

ア) 産業廃棄物

調査区域における産業廃棄物処理業者とは、表 2.1.17及び図 2.1.12に示す4業者が許可されています。このうち、対象道路事業実施区域には、3業者が許可されています。

表 2.1.17 廃棄物処理施設の状況

番号	名称	施設所在地	施設の種類	処理能力等	設置年月日
1	(株)ウドアール・オオクワ	大桑村須原 1367-1-9	木くずの破碎施設	440t/日	H14.10.17
2	今井組運輸(有)	山口村山口 1386	がれき類の破碎施設	320t/日	H9.2.26
3	(株)松山建材	南木曽町読書 5062-1	がれき類の破碎施設	882t/日	H14.11.13
4	中村建設	南木曽町読書 2492-1	木くずの焼却施設	0.64t/日	H11.4.21

出典) 木曽保健所資料(平成14年12月現在)

イ) 一般廃棄物

調査区域における一般廃棄物最終処分場と処理施設は、表 2.1.18及び図 2.1.12に示す最終処分場が4施設、処理施設が1施設あります。このうち、対象道路事業実施区域には、最終処分場が2施設あります。

表 2.1.18(1) 一般廃棄物(最終処分場)の状況

番号	管理者	施設名称	施設所在地	容量(m ³)	備考
1	上松町	上松町最終処分場	上松町荻原下河原 2195-1	2,500(H11.3埋立終了)	ガラス類 電池等
2	大桑村	木曽南部地区環境衛生組合埋立地	大桑村須原 1626-9	8,246(H9.9埋立終了)	焼却灰
3	南木曽町	南木曽町中山ガラス類埋立地	南木曽町読書 2424-5	6,880(残余3,280)	ガラス類
4	山口村	山口村ガラス類最終処分場	山口村山口 3373-126	16,000(残余2,110)	焼却灰 不燃物

出典) 木曽保健所資料(平成14年12月現在)

表 2.1.18(2) 一般廃棄物(処理施設)の状況

番号	事業主体	施設所在地	処理種類	規模	処理方式
1	木曽広域連合 (南部グリーンセンター)	大桑村殿 826	ごみ焼却	6.5t/日×2	機械化パッチ

出典) 木曽保健所資料(平成14年12月現在)

図 2.1.12 廃棄物処理施設位置図

1.6.4 公害の苦情の状況

県公害課調べによると、最近3年間の苦情件数の状況は、表 2.1.19に示すとおりです。

最近3年間の苦情の報告は、平成13年の上松町での大気汚染に関する苦情2件、水質汚濁に関する苦情3件、騒音に関する苦情1件の合計6件が最も多く、調査対象地域の苦情は、各町村とも毎年0～2件の報告がされています。

表 2.1.19 公害の苦情件数

町村名	年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	総計
上松町	H13	2件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	6件
	H12	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件
	H11	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	2件
南木曽町	H13	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	H12	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	H11	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件
大桑村	H13	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	2件
	H12	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	H11	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
山口村	H13	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
	H12	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	H11	1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	2件

出典) 公害紛争処理法に基づく公害苦情調査(長野県公害課まとめ)